

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画(海老最終処分場)

○法に基づく維持管理上の基準

最終処分場の維持管理については、「一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和 52 年 3 月 14 日、総理府・厚生省令第 1 号以下、「基準省令」という)及び「廃棄物最終処分場の性能に関する指針について」(平成 12 年 12 月 28 日、生衛発第 1903 号 以下、「性能指針」という)に定められている事項を遵守し、廃止までの期間、必要な維持管理を行う。

以降に基準省令による維持管理の基準を示す。

①基準省令による維持管理の技術上の基準と本施設の対応

号	維持管理の技術上の基準	本施設の対応
1)	埋立地の外に一般廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の飛散や流出は、埋立地を覆った被覆設備により防止される。 ・投入ステージの車両入口にはシャッターを設けており、廃棄物投入時にも埋立地外に廃棄物が飛散しない計画としている。 ・ただし、廃棄物の埋立により粉塵が発生するときは、適宜、散水等を行い、飛散防止を図る。 ・搬入車両は、敷地内に設置した洗車場で清掃後、外部に出ていく。
2)	最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な処置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> ・悪臭は、被覆施設により外部拡散を防止する。 ・ただし、作業環境保全上、悪臭が発生したときは、適宜、即日覆土等を行い、悪臭発生を防止する。
3)	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに消火器その他の消火設備を備えておくこと。	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立ガス処理施設により、廃棄物内の可燃性ガスを排除する。 ・埋立地内に「禁煙」、「火気厳禁」等の看板を設置して、火災の警告を促す。 ・消防法に基づき、最終処分場内に防火水槽 40m³、被覆施設内に消火設備を設置する。
4)	ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> ・害虫等の発生の可能性があるときは、薬剤散布や即日覆土を行う。

5)	<p>囲いは、みだりに人が埋立地に立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。</p> <p>ただし、第十七号の規定により閉鎖された埋立地を埋立処分以外の用に供する場合においては、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> •敷地周辺に侵入防止フェンスを設置する。 •時間外は門扉を施錠する。
6)	<p>立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> •埋立地の入口に最終処分場であることを表示した立札を設置する。
7)	<p>擁壁等を定期的に点検し、擁壁等が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> •貯留構造物(コンクリート構造物)ならびに敷地内の擁壁、補強土壁の定期点検(目視確認等)を行う。
8)	<p>埋め立てる一般廃棄物の荷重その他予想される負荷により、遮水工が損傷するおそれがあるとみとめられる場合には、一般廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面を砂その他の物により覆うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> •遮水工底面部には保護マット及び厚さ 50cm の保護土を設置し、埋立初期段階は転圧を慎重に行うことで遮水シートを保護する。 •壁部は保護マットが設置してあるが、壁付近を埋立するときはその前に保護土を設置して遮水シートを保護する。
9)	<p>遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> •遮水工の表面露出部は定期点検(目視確認)を行う。 •底面部は漏水検知システムを導入して、遮水シート破損の日常監視を実施する。
10)	<p>埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる二以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>イ 埋立処分開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオンについて測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、地下水等検査項目について1年に1回以上測定し、かつ、記</p>	<ul style="list-style-type: none"> •埋立地の周囲 3 箇所にモニタリング施設を設ける。 •モニタリング井戸から採取した地下水について、定期的に水質検査を実施する。 •埋立開始前に、モニタリング井戸及び地下水集水ピットの地下水を採取し、電気伝導率、塩化物イオン、地下水等検査項目を測定する。 •埋立開始後、モニタリング井戸及び地下水集水ピットの地下水を採取し、地下水等検査項目

	<p>録すること。</p> <p>ハ 埋立処分開始後、電気伝導率又は塩化イオンについて一月に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ニ ハの規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオンの濃度に異状が認められた場合には、速やかに、地下水等検査項目について測定し、かつ、記録すること。</p>	<p>を測定する(年1回)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・モニタリング井戸及び地下水集水ピットの地下水について電気伝導率と塩化物イオンを測定する(月1回)。 ・異常値が測定されたときは地下水等検査項目を測定する(不定期)。
11)	<p>前号イ、ロ又は二の規定による地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く。)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・水質の詳細な調査、地下水集排水施設から採取した地下水の水質検査等、水質悪化の原因調査を実施する。 ・新たな廃棄物の搬入中止等の生活環境の保全上必要な措置を講ずる。 ・遮水工の破損が発見された場合には直ちに補修する。 ・地下水等の水質の悪化が認められたことを速やかに関係各所に連絡する。
12)	<p>雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被覆施設の定期点検(目視確認等)を行う(年1回程度)。
13)	<p>保有水等集排水設備により集められ、浸出液処理設備に流入する保有水等の水量及び水質を調整することができる耐水構造の調整池を定期的に点検し、調整池が損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浸出水調整槽(コンクリート構造物)の定期点検を行う(年1回程度)。
14)	<p>浸出液処理設備の維持管理は、次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質が排出基準等に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ 放流水の水質検査を次により行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放流水を採取して排水基準項目の水質検査を実施する(月1回)。 ・定期的に点検を実施し異常を発見したら適切な対策を講じる。(表4の性能評価のため実施する年1回の水質測定を含む)

	<p>(1)排出基準等に係る項目について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p> <p>(2)水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量について1月に1回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・排水基準等に係る項目について、年1回実施する。 ・pH、BOD、COD、SSについて月1回の測定を行い、かつ記録する。 ・大腸菌群数についても月1回の測定を行い、かつ記録する。
14	<p>浸出液処理設備に保有水等集排水設備により集められた保有水等を流入させるために設ける導水管又は当該浸出液処理設備の配管の凍結による損壊のおそれのある部分に講じられた有効な防凍のための措置の状況を定期的に点検し、異常を認めた場合には、速やかに必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・導水管は、露出配管部に凍結防止対策を施しており、該当部分の定期点検を実施する。
15)	<p>埋立地の周囲に設けられた開渠その他の設備の機能を維持するとともに、当該設備により埋立地の外に一般廃棄物が流出することを防止するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・被覆型処分場なので、埋立地内には開渠等は設置しない。 ・被覆施設の周辺の雨水排水工は定期的に土砂等が堆積しないか点検・清掃等を行う。
16)	<p>通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・場内のガス抜き設備によりガスを排除する。
17)	<p>埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂による覆いその他これに類する覆いにより開口部を閉鎖すること。(ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立終了後は厚さ50cmの最終覆土を設置する。
18)	<p>閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨による最終覆土の洗堀等を防止するために、損傷の恐れがある場合には補修、復旧を行う。
19)	<p>残余の埋立容量について一年に一回以上測定し、かつ、記録すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・測量等により残余容量を測定する(年1回)。

20)	埋め立てられた一般廃棄物の種類、及び数量、最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置(法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。)の記録並びに石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合にあってはその位置を示す図面を作成し、当該最終処分場の廃止までの間、保存すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理記録を作成する。 ・維持管理記録は、管理棟等で、最終処分場の廃止までの間、保管する。
-----	---	--

また、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令(平成12年1月14日、総理府・厚生省令第2号、以下「ダイ特法省令」という)に定められている事項を遵守し、廃止までの期間、必要な維持管理を行う。

以降に、ダイ特法省令による維持管理の基準を示す。

②ダイ特法省令による維持管理の基準と本施設の対応

号	維持管理の基準	本施設の対応
1)	<p>埋立地からの浸出液による最終処分場の周縁の地下水の水質への影響の有無を判断することができる2以上の場所から採取され、又は地下水集排水設備により排出された地下水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>イ 埋立処分開始前にダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ロ 埋立処分開始後、1年に1回以上ダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。</p> <p>ハ 基準省令の規定により測定した電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異常が認められたら場合には、速やかにダイオキシン類の濃度を測定し、かつ、記録すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・埋立開始前に、モニタリング井戸及び地下水集水ピットの地下水を採取し、測定する(1回) ・埋立開始後、モニタリング井戸及び地下水集水ピットの地下水を採取し、測定する(年1回)。 ・電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異常が確認されたときは速やかに測定する(不定期)。
2)	前号の規定によるダイオキシン類に係る水質検査の結果、ダイオキシン類による汚染(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものを除く)が認められた場合には、その原因の調査その他の生活	<ul style="list-style-type: none"> ・原因を調査し、生活環境の保全上必要な措置を講じる。

	環境の保全上必要な措置を講ずること。	
3)	<p>基準省令の規定により設けられた浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。</p> <p>イ 放流水の水質がダイオキシン類対策特別措置法施行規則別表第2の下欄に定めるダイオキシン類の許容限度に適合することとなるよう維持管理すること。</p> <p>ロ 放流水についてダイオキシン類に係る水質検査を1年に1回以上行い、かつ、記録すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・放流水の水質が基準値に適合することとなるよう、設備の定期点検、整備を行い、適切に維持管理する。 ・放流水を採取し、測定する(年1回)。